

原子力災害対策指針たたき台に対する意見

平成 24 年 10 月 19 日
原子力発電関係団体協議会

1. 放射性物質の放出又は放射線の発生の形態について

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえ、格納容器等の機能が失われ、放射性物質が大量に環境に放出されたことを前提に、炉型の違いによる影響も検討の上で事故想定を明確にするとともに、事故の進展速度についても明確にしていきたい。

2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定について

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の設定について、現在原子力規制庁が進めている原発ごとの放射性物質の拡散シミュレーションとの関係を明らかにしていきたい。

また、各施設の特性、地勢等地域に固有の自然的社会的状況等を踏まえて範囲を決定するよう記載するとともに固有の自然的社会的状況等の反映方法についても示していきたい。

実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力施設に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定についても、早急に検討していきたい。

3. 緊急事態応急対策の実施のための基準について

原子力施設の「緊急時活動レベル（EAL）」及び「計測可能な判断基準（OIL）」について具体的な基準を明らかにし、併せてSPEEDIの運用方法等について記載していきたい。

また、防護措置を解除する基準についても記載していきたい。

4. 安定ヨウ素剤予防服用について

安定ヨウ素剤の配布・服用の時機等の方針を早急に検討していただきたい。

5. 屋内退避・避難について

一時避難施設、病院・福祉施設及び防災拠点施設の放射線防護対策についての検討を具体的に行っていただきたい。

災害時要援護者の広域避難先や移動手段等の確保について、基本的な考え方やガイドライン等を国において整備していただきたい。

都道府県の区域をまたがる避難のため必要となる調整等について国の主体的な関与を明記していただきたい。

避難住民に対するスクリーニングの方法、体制、実施場所等の考え方を早急に明らかにしていただきたい。

6. 今後検討を行うべき事項について

今後、原子力規制委員会で検討を行うべき事項については、その検討スケジュールを明らかにするとともに、来年3月までに求められている地域防災計画の修正に反映すべき項目について示していただきたい。

以上について検討し、実効性のある原子力災害対策指針を早期に作成していただきたい。

最後に、原子力災害対策全般として、地方自治体が行う原子力防災計画、避難計画等の策定や見直しの際に必要な調査・検討への協力・支援に加え、実践的な経験・専門的知識を有する地方自治体職員の養成など、自治体への協力・支援を十分に行っていただきたい。

特に喫緊の作業として、地方自治体の地域防災計画作成を支援する地域防災計画作成マニュアルを原子力災害対策指針の策定に併せて示していただきたい。

(上記以外の主な意見)

- 原子力発電は国の施策として進めてきたことに鑑み、国の主体的な責任が明記されるべきである。
- オフサイトセンターの役割から考えた設置場所の基本的な考え方について記載していただきたい。また、オフサイトセンターは、国が自ら整備し、原子力防災専門官が常駐管理することを明記するべきである。
- PAZを5km、UPZを30kmとした科学的・合理的な根拠を明らかにしてもらいたい。
- PAZとUPZの対策の検討を同時並行して進めるのではなく、PAZ内の避難対応についての協議を早急に行うべきである。
- プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA）に係る防護対策の在り方を早急に検討していただきたい。
- 応急対策時の活動や復旧時の地域の除染等で発生する放射性物質を含んだ廃棄物について、処理の考え方や処理に当たって原子力事業者・国・地方自治体等が担うべき役割等を明らかにしていただきたい。
- 事故を収束させるための指針を作成すべきである。
- 指針に基づいて地方自治体や防災関係機関が行う災害対策に必要なハード等の整備については、国の責任において予算措置を行うことを指針の中で明確にすべきである。
- 今後の検討課題が残る中で、地方自治体が早急に地域防災計画を作ることの意義について国が適切な説明をする必要がある。
- 第三者的な表現である「～必要である」ではなく原子力規制委員会自らが「検討していくこととする」という文言にすべきである。
- 防災対策を円滑に行うための体制の整備について、既に取り組みを進めているものは指針に記載しておくべきである。